

## 福岡市住居確保給付金のご案内

### 1 住居確保給付金とは

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住居の確保と就職に向けた支援を行います。

### 2 対象者（概要）

次の全てに該当する方（よくある質問や支給対象にならない場合を市ホームページに掲載しています）

- 住居を失うおそれがある、または住居を失った。
- 離職、廃業の日から2年以内、又は、  
休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。
- 離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。
- 申請時にハローワークで求職申込をし、求職活動を行う、または行っている（裏面5）。
- 申請者の世帯の収入の合計が、収入基準額以下である（※①）。
- 申請者の世帯の金融資産（預貯金及び現金）の合計が、一定額以下である（※②）。
- 職業訓練受講給付金を、申請者及びその世帯員が受けていない。
- 申請者及びその世帯員が暴力団員でない。

#### ※①収入基準額＝基準額＋家賃額（上限あり）

（例）1人世帯で、家賃額が5.0万円の場合 8.4万円＋3.6万円＝12.0万円

| 世帯員数 | 収入基準額     |                  | （参考）上限額 |
|------|-----------|------------------|---------|
| 1人   | 基準額 8.4万円 | ＋ 家賃額（上限3.6万円）以下 | 12.0万円  |
| 2人   | 〃 13.0万円  | ＋ 〃（上限4.3万円）以下   | 17.3万円  |
| 3人   | 〃 17.2万円  | ＋ 〃（上限4.7万円）以下   | 21.9万円  |
| 4人   | 〃 21.4万円  | ＋ 〃（上限4.7万円）以下   | 26.1万円  |
| 5人   | 〃 25.5万円  | ＋ 〃（上限4.7万円）以下   | 30.2万円  |
| 6人   | 〃 29.7万円  | ＋ 〃（上限5.0万円）以下   | 34.7万円  |
| 7人   | 〃 33.4万円  | ＋ 〃（上限5.6万円）以下   | 39.0万円  |
| 8人   | 〃 37.0万円  | ＋ 〃（上限5.6万円）以下   | 42.6万円  |
| 9人   | 〃 40.7万円  | ＋ 〃（上限5.6万円）以下   | 46.3万円  |
| 10人  | 〃 44.3万円  | ＋ 〃（上限5.6万円）以下   | 49.9万円  |

#### ※②金融資産の額＝預貯金・現金の合計

| 世帯員数 | 新規申請から9か月まで | 10か月以降受給の場合 |
|------|-------------|-------------|
| 1人   | 50.4万円以下    | 25.2万円以下    |
| 2人   | 78.0万円以下    | 39.0万円以下    |
| 3人以上 | 100.0万円以下   | 50.0万円以下    |

### 3 支給方法・支給額

- ① 支給方法  
福岡市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます。

給与収入（総支給額－交通費支給額），  
事業収入（経費を差し引いた後の額）や、  
年金・手当・仕送り等の収入を合計

- ② 支給額 家賃相当額（下表の額が上限）

| 世帯員数  | 上限額   |
|-------|-------|
| 1人    | 3.6万円 |
| 2人    | 4.3万円 |
| 3人～5人 | 4.7万円 |
| 6人    | 5.0万円 |
| 7人以上  | 5.6万円 |

世帯の収入が「基準額」を超える場合の支給額は、左の表の上限額を最大として、  
基準額＋実際の家賃額－収入の額で計算  
(例) 1人世帯で家賃額 5.0 万円，収入 11.0 万円  
支給額 = 8.4 万円 + 5.0 万円 - 11.0 万円  
= 2.4 万円

ただし、世帯の収入が、「2 対象者（概要）※① 表」の「基準額」（1人世帯の例で 8.4 万円）を超えるときは、支給額が調整される場合があります。

### 4 支給期間

原則 3 か月（一定の条件のもと、延長の申請を行い最大 12 か月（※）まで受給できます。）

※令和 2 年度中（令和 3 年 3 月末日まで）に新規に申請し受給した方についての特例

### 5 支給期間中の求職活動

支給期間中は、下記①～③の求職活動を行うことが必要です。

- ①毎月 2 回以上、ハローワークの職業相談を受けること
- ②毎月 1 回以上、福岡市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること
- ③原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※①と③の活動は、離職又は廃業していない方については受給 9 か月までは任意となっていますが、10 か月以降受給される場合はいずれも必要となります。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、②は主に電話や書面での報告で行っています。

### 6 その他

- 申請から 1 か月以内に必要書類が揃わない場合、申請が却下されます。
- 虚偽の申請等により給付金を不適正に受給した場合、過支給分を徴収します。

### 7 相談・申請先

#### 福岡市生活自立支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス棟 7 階

電話：0120-17-3456（フリーダイヤル）、092-732-1188

FAX：092-732-1190

#### 福岡市生活自立支援センター分室

〒810-0003 福岡市中央区春吉 3-21-18 GEST25 ビル 2 階

電話：0120-20-0607（フリーダイヤル）、092-791-7352

FAX：092-791-7353

開館時間：9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始休館）